

26文科初第424号  
平成26年6月27日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平

(印影印刷)

### 校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の状況について（通知）

このたび、一部の学校において、校内人事の決定に当たり、教職員による人事委員会等の組織を設置したり、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認等を行ったりしていた事案や、校長が主宰することとされている職員会議において議長団など校長以外の教員を議長とするような事案が国会等において指摘されているところです。

については、学校教育法等の法令及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和51年1月13日付け文初地第136号文部事務次官通達）」及び「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成12年1月21日付け文教地第244号文部事務次官通知）」（以下、「法令等」）並びにそれらの趣旨に反する規程や慣行が学校に存在するかどうか点検・調査し、存在する場合は、下記の事項も踏まえ、当該規程や慣行を速やかに廃止するか修正するとともに、所管する学校を訪問し指導を行うことなどを通じて、校内人事の決定及び職員会議の運用が法令等に沿って適切に行われるよう指導を行っていただくようお願いいたします。

その上で、上記点検・調査結果並びに規程や慣行の廃止・修正及び指導の状況について別添の様式で報告していただきますようお願いいたします。

なお、指導後の改善状況等については、後日、学校教育行政についての情報交換において適宜報告を求めることがあることを申し添えます。

### 記

#### 1. 校内人事についての指導事項

- ① 校内人事の決定に当たり、校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織を設置し、当該組織が校内人事の原案を作成し校長が追認するなど実質的に当該組織が校内人事を決定しているような状況

は、校長の権限を実質的に制約しかねないため、法令等の趣旨に反し不適切であり、このような組織は設置すべきでないこと。仮に校長が校内人事に関する組織を置く場合には、校長の指揮監督のもと必要に応じて校内人事に関する事務を行うための組織であることを明確化することなどにより、校長の権限を実質的に制約することのないように規程を整備すること。

- ② 校内人事の決定に当たり、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認等を行うことは、校長の権限を実質的に制約しかねないため、法令等の趣旨に反し不適切であり、行うべきでないこと。

## 2. 職員会議の運用についての指導事項

- ① 職員会議は、校長の補助機関であり、校長が主宰するとされているにもかかわらず、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とし、当該議長が職員会議を主宰することは、校長の権限を実質的に制約することから不適切であり、行うべきでないこと。
- ② 職員会議において、挙手や投票等の方法により、校長が自らの権限と責任において決定すべき事項について決定したり、校長の権限を実質的に制約したりすることは、法令等の趣旨に反し不適切であり、行うべきでないこと。

**【本件通知担当】**

初等中等教育局初等中等教育企画課（教育公務員係）  
電話：03-5253-4111（内線：2079）

平成26年6月27日

校内人事の決定及び職員会議に係る  
学校内の規程や慣行等の点検・調査等に係る報告要領

### 1. 趣旨

校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程や慣行等に関する点検・調査を行い、その点検・調査結果に基づき、規程や慣行の廃止・修正及び運用に関する指導を行うことにより、もって校内人事の決定及び職員会議の運用の適正化を図るもの。

### 2. 点検・調査の方法等

法令等に反する規程や慣行等が学校に存在するかどうか、以下の例も参考に点検・調査を実施すること。また、不適切な運用等の実態の一端を既に把握している場合は、正確な実態の把握のための適切な方法を講じること。

- (1) 校内人事の決定及び職員会議に関する規程や慣行の有無を全ての学校について明示的に確認するとともに、規程がある場合には全て提出を求め確認すること。
- (2) 規程や慣行の有無にかかわらず、学校を個別に訪問することや校長から個別にヒアリングを行うこと等を通じ、校内人事の決定及び職員会議の運用の状況を確認すること。

また、校内人事の決定等の点検・調査に当たっては、例えば、毎年別の者に対して主任等が命課され、持ち回りとされているなど、主任制度の趣旨を没却する実態が見られないか留意すること。

### 3. 点検・調査等の対象範囲

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校  
(平成25年度末において廃校・休校の学校及び平成26年度新設等の学校を除く)

### 4. 報告期日

平成26年9月30日(火)

### 5. 報告手順

- (1) 各都道府県教育委員会においては、都道府県所管の学校及び域内の市区町村(指定都市を除く。)所管の学校について、別紙の報告様式に沿って文部科学省に報告。
- (2) 各指定都市教育委員会においては、所管の学校について、別紙の報告様式に沿って文部科学省に報告。

※ 指定都市以外の市区町村の所管の学校については、各都道府県教育委員会が域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）に対し、同報告要領に沿って、各市区町村教育委員会が所管している学校について、校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程や慣行等の点検・調査を行い、その点検・調査結果に基づき規程や慣行の廃止・修正及び運用に関する指導を行った上で、各都道府県教育委員会に報告するよう求めること。

各都道府県教育委員会においては、各市区町村教育委員会からの報告を取りまとめ、別紙の報告様式に沿って文部科学省に報告すること。

## 6. 報告内容の公表方法

報告の内容は、全国集計を取りまとめ、公表する予定である。なお、都道府県・指定都市別の集計結果は公表する。

また、都道府県教育委員会の判断により、市区町村名を明らかにした報告内容の公表を行うことは可能である。

## 7. 資料の扱い

提出された資料について、文部科学省に対し、開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき開示する。

## 8. 提出方法及び提出先

- (1) 提出方法 以下の提出先へ E-mail による提出（添書不要）
- (2) 提出先 文部科学省

## 校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の点検・調査項目

## 1. 校内人事について

- ① 平成25年度～平成26年度間において、
- ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする  
人事委員会等の組織を設置する
- イ 当該組織が校内人事の原案を作成する  
等の校内人事に関する規程がありましたか。

## 【留意点】

- 点検・調査の対象となる校内人事の範囲については、学校教育法施行規則で定められた主任等（※）とします（他の点検・調査項目においても同じ。）。
- ※ 主任等とは、「教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、寮務主任、部主事」とする。
- 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- 人事委員会等の構成員について、最終的に校長が選任する旨の規定があっても、教職員の互選等を行うことが規定されている場合は、①アに該当するものとして取り扱ってください。
- 校内人事の原案の作成について、最終的に校長が校内人事を決定する旨の規定があっても、人事委員会等の組織が校内人事の原案を作成することが規定されている場合は、①イに該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	アの規程があった学校数	イの規程があった学校数	規程の廃止・修正状況（※）
幼稚園				
小学校				
中学校				
高等学校				
中等教育学校				
特別支援学校				

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行なった場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

（当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。）

- ② 平成25年度～平成26年度間において、
- ア 校長の選任ではなく教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする 人事委員会等の組織を設置している
- イ 当該組織が 校内人事の原案を作成している等の 実態がありましたか。

【留意点】

- ・ 人事委員会等の構成員について、最終的に校長が選任していても、教職員の互選等を行っている場合は、②アに該当するものとして取り扱ってください。
- ・ 校内人事の原案の作成について、最終的に校長が校内人事を決定していても、人事委員会等の組織が校内人事の原案を作成している場合は、②イに該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	アの実態があった学校数	イの実態があった学校数	実態の指導状況 (※)
幼稚園				
小学校				
中学校				
高等学校				
中等教育学校				
特別支援学校				

※ 平成26年9月30日時点において、アやイの実態があった場合に、その実態について廃止・修正するように指導した場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、指導を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

- ③ 平成25年度～平成26年度間において、
- 校内人事について、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの校内規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 校内人事について、最終的に校長が命課する旨の規定があっても、選挙や意向の確認を行うことが規定されている場合は、③に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

- ④ 平成25年度～平成26年度間において、
- 校内人事について、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行うなどの実態がありましたか。

【留意点】

- ・ 校内人事について、最終的に校長が命課していても、教職員による挙手や投票等の方法によって、選挙や意向の確認を行っている場合は、④に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	実態があった学校数	実態の指導状況（※）
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、④の実態があった場合に、その実態について廃止・修正するように指導した場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、指導を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

- ⑤ 平成25年度～平成26年度間において、
- その他、校内人事について、法令等にのっとっていない規程や実態がありましたか。



## 2. 職員会議について

① 平成25年度～平成26年度間に、

- 職員会議において、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程がありましたか。

### 【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 議長が司会を行う役割にすぎないとしても、教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とする等の規程があれば、①に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

② 平成25年度～平成26年度間に、

- 職員会議において、挙手や投票等の方法により決定を行うなど、職員会議において議決を行う等の規程がありましたか。

【留意点】

- ・ 規程については、平成25年度～平成26年度間において存在したことがあれば、「ある」と回答してください。
- ・ 職員会議において、最終的に校長が決定していても、挙手や投票等を行うことを規定している場合は、②に該当するものとして取り扱ってください。

	学校数	規程があった学校数	規程の廃止・修正状況(※)
幼稚園			
小学校			
中学校			
高等学校			
中等教育学校			
特別支援学校			

※ 平成26年9月30日時点において、規程の廃止・修正を既に行った場合や、今回の点検・調査結果を踏まえ、今後、廃止・修正を行う予定が決定している場合は、その時期や方法について記述してください。

(当該規程が既に死文化している又は当該規程に沿って運用されていないという場合であっても、当該規程を廃止・修正していない場合は、「廃止・修正」に該当しません。)

【参照条文】

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二十七条（略）

2・3（略）

4 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

5～11（略）

第三十七条（略）

2・3（略）

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

5～19（略）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規程は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規程は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規程は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規程は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。（略）

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規程は特別支援学校に、第八十四条の規程は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規程は、幼稚園に準用する。

第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

2～3 略

4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十五条 小学校においては、保健主事を置くものとする。

2・3 （略）

4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。

第四十八条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

2・3 （略）

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

2 （略）

3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規程は、中学校に準用する。（略）

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

2・3 （略）

4 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

第百十三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第八十二条、第九十一条及び第九十四条の規程は、中等教育学校に準用する。

2・3 （略）

第百二十四条 寄宿舍を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければなら  
ない。

2・3 （略）

4 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舍の管理及び寄宿舍における児童等の教育に当たる。

第百二十五条 特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。

2 主事は、その部に属する教諭等をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

第百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十二条の規程は、特別支援学校に準用する。

2～5 （略）